清水町議会議長 加 来 良 明 様

清水町議会厚生文教常任委員会 委員長 木 村 好 孝

所管事務調査について

常任委員会活動として行う所管事務調査について、このたび調査 を終えたので、その結果を下記のとおり報告いたします。

記

- 1. 調査事項 広域ごみ処理の検討状況について
- 2. 調査期日 平成29年7月26日

3. 調査の結果

清掃センターの最終処分場の受入容量が平成 30 年度末で満杯になるとの想定から、平成 31 年度以降のごみ処理について、平成 24 年 8 月に設置されたごみ処理システム検討委員会で検討されてきているが、現在までの検討状況を把握するため、担当課から説明を受けて調査を実施した。

施設の建替えを含めた中で経費等について検討した結果、「可燃ごみ」と「不燃ごみ(大型を含む)」については、十勝環境複合事務組合に加入して広域処理をし、「資源ごみ」については今後も従来どおり町が継続して処理することになり、更に細部についての検討を進め、平成30年度には住民等説明会・住民周知、議会への説明・最

終報告を行う予定である。

【広域処理の方法】

十勝環境複合事務組合の中間処理施設である「くりりんセンター」への「直接搬入」を基本とし、一部「中継方式」(コンテナ方式)を採用する。家庭系ごみは収集を基本とし、収集委託業者が「くりりんセンター」に直接搬入するので、一般家庭のごみは従来どおりごみステーションに出すこととなる。事業系ごみについては事業者が直接「くりりんセンター」へ搬入することを基本とするが、搬入距離や時間増の負担が大きいことから中小事業者や収集区域外地区等の方に配慮し、現清掃センターを中継して「くりりんセンター」へ運搬する「中継方式」(コンテナ方式)を一部採用する。

資源ごみについては、十勝環境複合事務組合が再資源化処理を委託しているウィンクリン「十勝リサイクルプラザ」では受け入れられないとのことなので、中継方式及び最終処分場汚水管理の業務と併せて、引き続き町が業務を行っていく。

【広域処理に向けての新たな経費試算と比較】

広域処理をした場合の経費(概算)を試算した結果、十勝環境複合事務組合に移行した場合、加入時負担金が1億円、年間分担金が19,000千円となっている。清掃センターの経費については、中継方式を一部採用することにより、搬送車とコンテナが新たに必要となることから、その購入費用として17,000千円を見込んでいる。収集委託経費については、直接搬入の減による収集量の増加と運搬距離の延長により、パッカー車両を1台増やして対応するため12,000千円の経費増を見込んでいる。

これらのことから、現状施設の平成 28 年度と平成 31 年度以降の 広域処理との比較では、平成 29 年 4 月現在の概算で「収集委託費・ 管理委託費・施設維持管理・分担金・起債償還・歳入」の合計では、 広域処理のほうが 26,434 千円軽減される試算となっている。

歳入の試算の詳細については、平成28年度のごみ排出量をもとに

広域処理後のごみ量を想定し、その増加率を用いて使用料及び手数料収入の検討を行った結果、家庭系ごみの処理手数料は従来どおりの額とするが、すべての家庭系ごみを原則収集に移行することによりごみ袋の販売数が増えることから、ごみ袋販売の収入は現在より1,602 千円の増加が見込まれる。一方、事業系ごみに関しては受入抑制の効果により6,240 千円の減額が見込まれ、収入合計で4,638 千円の減額が予想されるとの試算をしている。

【広域処理の検討課題】

広域処理の検討課題としては2点あり、1点目は「くりりんセンター」への直接搬入ごみの対応について、中小事業者や収集区域外地区等の方に配慮するためコンテナによる中継方式を一部採ることにしているが、持込量を中継許容範囲に抑えるため、家庭系ごみは町の委託業者による収集(直接「くりりんセンター」に搬入)を原則とし、事業系ごみは現在の約2分の1の受入と想定して検討をしている。このことから、家庭系ごみについては、ごみステーションの利用促進(大量時は収集許可業者の活用)、事業系ごみについては、委託業者(収集許可業者)の利用促進が検討課題となっている。

2点目は直接搬入手数料の改定について、現在の直接搬入の手数料は事業系で1キログラム当たり12円、家庭系で6円となっているが、「くりりんセンター」への搬入料金は17円であるため、「中継方式」の場合、その経費分を上乗せした料金改定が必要となる。手数料の改定により、直接影響があるのは事業系ごみでありその取扱いが課題となっていることから、現在検討中である。

【循環型社会形成推進交付金の検討】

環境省では、施設跡地の全部または一部にストックヤードなどの 廃棄物処理施設を整備する場合に、廃焼却炉の解体費を含めて循環 型社会形成推進交付金の補助対象としている。廃焼却炉の解体と廃 棄物処理施設整備を一体として行う事業が交付要件となっており、 交付率は3分の1で、交付金対象事業は煙突撤去、焼却施設と破砕 施設の全撤去(機械撤去のみ)、建物(機械撤去上必要となる範囲のみ)、事前調査・解体計画となっており、分別ヤードの設置は対象外となっている。

本町においては、現在稼動中の焼却施設等の廃止後、機械設備を 撤去した後に、建物を利用して缶類等の選別・圧縮・保管を行うマ テリアルリサイクル施設として活用する場合、解体費用を合わせて 循環型社会形成推進交付金の対象となる可能性があるため、検討を 進めている。

【まとめ】

広域ごみ処理の検討内容についての説明を受け、委員からは「広域処理へ移行することで現行の方式より財政負担が少なくなると説明されているが、『くりりんセンター』を建て替えた時の負担についても検討する必要があるのではないか」という意見が出された。それに対して担当課からは「検討委員会において、町単独で続けるのか広域化にするのかという選択肢の中で検討した結果、広域化のほうが経費的に安いと判断した。『くりりんセンター』の建替えに伴う経費増についても考える必要はあるが、町単独の場合でも同じようなサイクルで建替え・延命の判断をしていくことになるので、検討材料としては挙がらなかった」との説明があった。

広域ごみ処理の具体的な内容については検討中であるので、細部については今後の検討結果にもよるが、事業系ごみは「くりりんセンター」への直接搬入が基本となっており、一部中継方式の採用により配慮がなされる予定ではあるが、中小企業などの負担は大きくなると考えられる。

本委員会では、今後、広域処理の具体的な内容の検討にあたり、 町民の負担にならない方法、また、既存のごみ処理業務の廃止に伴 う作業員の雇用の問題などについて、町民が納得できる方向での検 討や説明をする必要があることを確認した。